

**女子美術大学短期大学部
教育研究等環境の整備に関する方針**

令和4年2月10日 学長決定

女子美術大学短期大学部は、理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を以下の通り定める。

1 施設・設備の整備

- ・学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、事業計画に基づいて施設及び設備を整備、維持するとともに、安全及び衛生を保つよう管理する。
- ・整備に当たっては、女性の心地よさやバリアフリーに配慮し、魅力的なキャンパスづくりに努める。

2 図書館の整備

- ・学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するために、図書館は美術情報を扱う特色のある学術情報基盤として、図書館の資料収集方針に基づき、電子資料、専門図書、学術雑誌、授業用参考文献、視聴覚資料等の資料収集、整理、保管及び提供を行う。
- ・自館で所蔵していない資料は、図書館間相互貸借（ILL）による現物貸借、文献複写により提供できるようにする。また、地元自治体や他大学と協力し、それぞれの図書館が所有する情報資源を補完し、相互利用を推進する。
- ・学生に対して情報リテラシー教育を行うとともに、学生の能動的学習を促進するための図書館の環境整備に努める。

3 美術館の整備

学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するために、「美」「知」「技」の歴史を資産として蓄積すべく、本学にゆかりのある作品はもとより、教育研究資源としての美術品や工芸品など、時代や文化を超えた幅広い分野の資料を収集していく。また、相模原市との「文化促進協定」及び女流作家の作品を多数所蔵している韮崎大村美術館との「相互協力協定」を基にした活動を行い、芸術文化の振興に努める。美術館の活動では以下を重点とする。

- (1) 美術館は女性による美術制作の発表に重点を置いた活動を行う。
- (2) 本学の美術教育・研究の成果を公開し展示する。
- (3) 美術情報の受信機能と自らの発信機能を拡充する。
- (4) 地域の美術振興と現代作家の活動支援に貢献する。

4 情報通信環境の整備

学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）機器の整備及び管理並びにその活用の促進を図る。またこれらの利用に当たっては「学校法人女子美術大学情報セキュリティ基本方針」及び関係諸規程等に基づき、情報の保全及び管理を行う。学生に対しては情報倫理を周知する。

5 教員の教育研究等環境の整備

教員の教育研究活動を活性化するために、「研究ポリシー」を踏まえ、以下の通り教員の教育研

究等環境の整備を行う。

- ・教員の研究室を配備するとともに、教員の研究時間の確保を促す。また、スチューデント・アシスタント（S A）を教育に関わる支援要員として適切に配置する。
- ・教育研究に関わる費用については、全学的な視点から特色ある教育研究活動を推進するための重点戦略予算（学長裁量経費）及び研究費の確保並びに学外機関等からの受託研究や外部研究資金の獲得等の支援を行う。
- ・研究倫理及び研究活動の不正防止については、「公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」及び関係諸規程等に基づき、コンプライアンス体制を整備するとともに、研修等を実施しその周知と確実な履行を図る。